ご存知ですか?

国民年金「老齢基礎年金」

「老齢基礎年金」お手続きの前に…

老齢基礎年金を受け取るための3つの確認

確認1

保険料を納めた期間が10年以上必要です。

納めた期間には、免除や猶予制度を受けていた期間 も含みます。厚生年金に入られていた期間がある方 (会社員や公務員など)や、その方に扶養されている 配偶者であった期間、または海外に居住していた期間 (日本国籍)も含まれます。

確認 2

保険料を 40 年納めないと年金額が減額になります。

40年間保険料を納めた年金額は、年額 780,100円(令和元年度)です。

確認:

お手続きは原則65歳からです。

ご希望で年金の受け取り年齢の「繰上げ」「繰下げ」が可能です。

繰上げ…60歳から受け取れます。年金額が減額となります。 繰下げ…66歳以降から受け取れます。年金額が増額となります。 (最高 70歳

※ 65 歳より1か月早く受け取るごとに0.5%の減額※ 66 歳より繰下げ可能で、1か月遅く受け取るごとに0.7%の増額

繰上げ(繰下げ)の減額(増額)率

請求時の年齢	減額率	請求時の年齢	増額率
60歳0月	30.0%	66歳0月	8.4%
61歳0月	24.0%	67歳0月	16.8%
62歳0月	18.0%	68歳0月	25.2%
63歳0月	12.0%	69歳0月	33.6%
64歳0月	6.0%	70歳0月	42.0%

年金を受け取るために必要な期間が10年に満たないときは?

「任意加入制度」があります

60歳になるまでに保険料を納める期間が10年を満たしていない場合や、満額の受け取りに必要な期間(40年)が足りない場合、65歳までの方なら任意加入することができます。

年金請求のお手続きは役場住民課または帯広年金事務所で…

1

年金を受け取るために 必要な「年金請求書」 と冊子が、原則として、 65歳になる3カ月前 に送られます。 2

誕生日月の前月末に役場から<u>「老齢基礎年金</u>の裁定請求について」の文書を送付します。 (必要な書類などをご案内します。) 3

役場住民課または帯広年金事務所で請求 手続きを行ってください。原則65歳の誕生日の前日から手続きできます。 **(4**)

後日、年金機構から年 金証書が送付され、そ の後約1~2カ月後、 年金のお受け取りとな ります。

※繰上げ請求を希望される方や、年金請求書が送付されていない方は、役場住民課または帯広年金事務所までご連絡ください。

ご相談は 日本年金機構帯広年金事務所(帯広市西1条南1丁目)まで

- ●国民年金の加入・納付等のご相談は・・・☎ 0155 (25) 8113
- ●国民年金のお受け取り等のご相談は・・・☎ 0570 (05) 1165

問合せ先 役場住民課戸籍年金係 ☎ (574) 2213

新成人のみなさんおめでとうございます! 歳から国民年金

日本に住む 20 歳から 60 歳未満のすべての人が国民年金に加入し、 保険料を納めることになっています

職場の年金(厚生年金)に加入して いない人は、国民年金に加入します

年金機構で居住確認できた場合は、20歳加入手続きが不要となったため、20歳到達から2週間程度で『納付書』、その後『年金手帳』が日本年金機構から送付されます。

ただし、居住確認ができない場合はご自身での 加入手続きが必要となります。

※前納・口座振替希望の場合は役場住民課または、 帯広年金事務所にお問合せください。

国民年金の給付は、老後の生活保障 だけではありません

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、万が一、病気やケガで障害が残った時や、一家の働き手が亡くなったときなど、あなたやあなたの家族を守ってくれます。加入届や保険料の納め忘れがあると次の年金が受けられないこともありますので、「あのとき…」と後悔する前に国民年金に加入し、保険料を納付しましょう。

老齡基礎年金

65 歳から生涯受けられます。

障害基礎年金

病気やケガで障害 の状態になった方 が受けられます。

遺族基礎年金

亡くなったときに 子のある配偶者ま たは子が受けられ ます。



※年金給付には、各種要件があります。

保険料の納付が困難な方は学生納付特例・納付猶予・免除制度があります

学生のための「学生納付特例制度」、20歳から50歳(学生除く)までが対象となる「納付猶予制度」は世帯主の所得が多くても、本人および配偶者の所得が少ない場合に、保険料の納付が猶予されます。

また、世帯主・本人・配偶者の収入が少なく保険料の納付が困難な人のために、「保険料免除制度」や「退職(失業)による特例免除」もありますので、収入が少ない方や無職の方も、安心して加入手続きを行ってください。

なお、免除や猶予を受けた期間は 10 年以内で あれば後から保険料を納めることができます。

保険料を納めないと損

老齢基礎年金の半分は、私たちが納めた税金の 中から支給されています。将来、年金をもらうこ とで間接的に、自分やみんなが納めた税金の一部 を自分ももらうことができるのです。

つまり、<u>将来、年金をもらえないということは、</u> <u>税金の納め損になる</u>、ということです。

国民年金は加入・免除や猶予・ 年金請求時のすべての場合におい て、自分で手続きをする必要があ りますので、これを忘れないように してください。

問合せ先

役場住民課戸籍年金係 ☎ (574) 2213

(7) 広報とよころ Jan - 2020